

「目論見書制度の見直し」についての論点

項 目	論 点	備 考
1. 交付目論見書を見直すに当たっての視点	<p>目論見書は、投資者の有価証券についての投資判断に必要な情報を、適正に、正確に、かつ、分かりやすく提供する開示制度上の手段であり、投資者にとって読みやすく、利用しやすいものである必要がある。</p> <p>特に、投資信託証券に係る目論見書については、これまで、投資信託証券が一般投資者にとって身近な商品であることに鑑み、投資者にとって分かりやすい目論見書とするよう、目論見書を投資者に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資者からの請求があった場合に交付しなければならない請求目論見書に分割するなどの制度改正が行われるとともに、目論見書の作成者である投資信託証券の発行者等による工夫が行われてきている。</p> <p>しかしながら、交付目論見書は、①分量が非常に多い、②全体的に専門用語が多く、表現が分かりづらい、③全体の構成が複雑で、どこに何が書かれているか分からない、④重複が多いなどの不満が利用者たる投資者から多く寄せられている。</p> <p>◇ 投資信託証券の目論見書について、投資者にとって読みやすく、利用しやすいものとする観点から、交付目論見書の記載項目、記載方法等の形式面についての標準化・統一化を図るとともに、投資情報として特に重要であると考えられる情報を記載内容とする観点から、その具体的な記載内容についての見直しを行うことが適切であると考えられるがどうか。</p> <p>◇ 目論見書の交付方法として電子交付の利用を促進することにより、特に請求目論見書について、投資者は必要とする情報を必要なときに、迅速に取得することができるなど、わかりやすく、利用しやすい目論見書の実現に資するものと</p>	

	<p>考えられることから、目論見書の電子交付手続の見直し等を行うことが適切であると考えられるがどうか。</p>	
<p>2. 新しい交付目論見書の記載事項</p>	<p>◇ 金融商品取引法上、目論見書の記載内容は、原則、有価証券届出書の記載内容とされており、内閣府令では、交付目論見書の記載項目として有価証券届出書の記載様式を引用している。現行のままでは、記載項目を減らすことは非常に困難であることから、必要な内容に絞った交付目論見書を作成するため、内閣府令を変更する必要があると考えるがどうか。</p> <p>◇ ファンドの形態、投資対象、リスク等によって、交付目論見書の記載項目を変えるべきとの指摘があるが、どう考えるか。</p> <p>(i) 次のように考えて、ファンドの種類ごとに記載内容を変えられないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国では、投資信託の購入に当たり中立的なアドバイザーが介在していないなど、欧米とは投資環境が異なるため、欧米の制度と全く同様にするよりも、投資者に説明するという観点から記載項目を変えていく方が良いのではないか。 ・ ファンド・オブ・ファンズのような商品の場合には、投資先のファンドの組成や投資先の情報が必要であり、すべての投資信託について交付目論見書の記載内容を簡素化することは妥当でない。記載内容の見直しの結果、投資者は厚い目論見書なら複雑なファンドであり、薄い目論見書なら単純なファンドだと分かるのではないか。 <p>(ii) ファンドのリスクや種類ごとに交付目論見書の記載項目を変えることは困難ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目論見書の記載内容をファンドの種類やそのリスクの度合いに応じて変えたとすると、コンプライアンス上、ミスが起きやすくなるおそれがある。 	<p>○ 例えば、内国投資信託受益証券であれば「第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項」となる。(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令15条1項1号)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在でも交付目論見書・請求目論見書・有価証券届出書などと分かれていて、制度が更に複雑になるのではないか。 ・ リスクを一義的に把握することは難しく、リスクごとに記載内容を変えるのは困難ではないか。 ・ ファンド間の比較可能性が失われるおそれがある。 ・ ファンドの性格に応じた記載を行う必要性の観点からは、種類ごとに記載項目を変えるという方法でなくても、ファンドの種類を問わない共通的な記載項目を決めた上で、それぞれの特徴に応じた追加的な記載項目を認めれば良いのではないか。 <p>◇ 交付目論見書の具体的な記載項目としては、次の項目が考えられる(最低限共通して記載する必要がある項目は何か。)</p> <p>① 形式的記載事項 ファンド名、運用会社・受託者名、交付目論見書作成日、詳細情報の入手方法などを記載する。</p> <p>② 実質的記載事項</p> <p>a ファンドの基本的性格に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの目的・特色 ・ 主たる投資戦略等(投資対象及び投資地域、投資期間など) ・ 業種別組入れ銘柄(割合) <p>について、投資者が、どの様な内容の投資信託であるかを具体的にイメージできるような記載をする。</p> <p>b 手続に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込・解約(換金)手続の概要(申込期間も含む) ・ 各種手数料、信託報酬、税金などの費用負担 	<p>(参考) 投信協会「商品分類に関する指針」による商品分類</p>
--	---	-------------------------------------

	<p>c 主たる投資リスク リスクを定型文言で書くだけでなく、リスクの内容、程度が分かるように工夫する。</p> <p>d 運用実績に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配・収益率の各推移 ・ 基準価額の推移 <p>比較可能性の観点からは、表、グラフを使う場合、縦軸や横軸の内容、折れ線か棒グラフかなどをできるだけ統一することが望ましい。</p> <p>◇ これらの他、ファンドの種類によって、特に投資者に開示すべき事項として、例えば、次の事項が考えられるが、これらのほか特記すべきと考える事項はあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド・オブ・ファンズの元ファンドの投資先やその割合の情報 ② リート投信の対象不動産（種類、入居率、場所〔都心部か郊外か、地方か〕の各割合）の情報 ③ 証券化商品の裏付け資産の情報 	
<p>3. 任意記載（自由記載）部分の存否</p>	<p>◇ 法令で定める交付目論見書の記載項目に関する情報以外の情報で当該投資信託に関する情報を、当該投資信託を販売する金融商品取引業者等が任意に交付目論見書に記載することを可能とすべきであるとの指摘についてどう考えるか。例えば、次のように対応することができないか。</p> <p>(i) 数頁程度の自由記載部分を設け、そこには何を書いても良いこととする（ただし、投資者に誤解を与えない、断定的判断の提供をしないなどの基本的なルールには当然服する。）。</p> <p>(ii) 目論見書には任意記載部分を設けない。</p>	

	<p>(iii) 任意記載部分を設けるが、一定の規制を置く。 例えば、法定記載事項に加え、投信協や日証協等の業界団体で取り決めた自主ガイドラインに定められた事項を記載することができる旨の規定を置くなどの規制。</p>	
<p>4. 交付目論見書 記載項目以外の 情報の扱い</p>	<p>◇ 目論見書に記載すべき事項とされているもののうち、交付目論見書の記載事項以外の事項については、請求目論見書に記載することでよいか。</p> <p>◇ 交付目論見書の記載事項以外の情報については、電子開示システム(EDINET)において当該投資信託に係る有価証券届出書を閲覧することが可能であるため、請求目論見書は不要であるとの指摘についてどう考えるか。</p>	
<p>5. 目論見書の(電 子)交付の見直し</p>	<p>【目論見書一般】</p> <p>◇ 目論見書の電子交付を利用する場合には、投資者から「書面又は電磁的方法による」承諾を得る必要があるため、証券会社の内部管理上の負担となっている。このため、承諾の方法として、電話により承諾を得ることを認めることとしてはどうか。この場合、電話の内容を録音する方法により、事後に確認ができるようにすることを要件することが考えられる。</p> <p>【交付目論見書】</p> <p>◇ 交付目論見書の分量が数ページに改善されれば、電子メールで送付しやすくなるため、電子交付の促進が期待できるのではないか。</p> <p>【請求目論見書】</p> <p>◇ 請求目論見書の交付方法について、次のようにしてはどうか。</p>	

	<p>(i) 請求目論見書については、前述した電子交付についての投資者の承諾を前提に、原則、発行者(投信委託会社)等のホームページへの掲載を義務付け、書面での交付を要しないとしてはどうか。</p> <p>(ii) 自宅にインターネット環境がない(又は、あっても利用できない)投資者に対しては、どのように対応するか。</p>	<p>← SECの提言に近い形式</p>
<p>6. 目論見書以外の開示書面</p>	<p>【運用報告書】</p> <p>◇ 運用報告書では電磁的交付の方法として目論見書にあるような、書面の電磁的な交付後5年間、投資家から請求があった場合に、電子メール等により交付すれば、常にHPに掲載することは不要である旨の規定がないが、運用報告書についても同様な方式を認めることは考えられないか。</p>	